

**厚生消防常任委員会 所管事項に係る
「組織図」、「事務分掌及び組織」及び「現況と今後の展開」**

- 生活環境部 (P 1 ~ P 1 8)
生活環境課、市民課、脱炭素推進課、廃棄物管理課、
島松支所、恵み野出張所
- 保健福祉部 (P 1 9 ~ P 3 2)
福祉課、国保医療課、介護福祉課、障がい福祉課、保健課、
健康スポーツ課
- 子ども未来部 (P 3 3 ~ P 4 2)
子ども政策課、えにわっ子応援センター、幼児保育課、
すみれ保育園、子ども発達支援センター
- 消防本部（消防署） (P 4 3 ~ P 5 8)
総務課、警防課、予防課、組織改革推進室、
消防救助課、防火推進課、救急課、島松出張所、南出張所

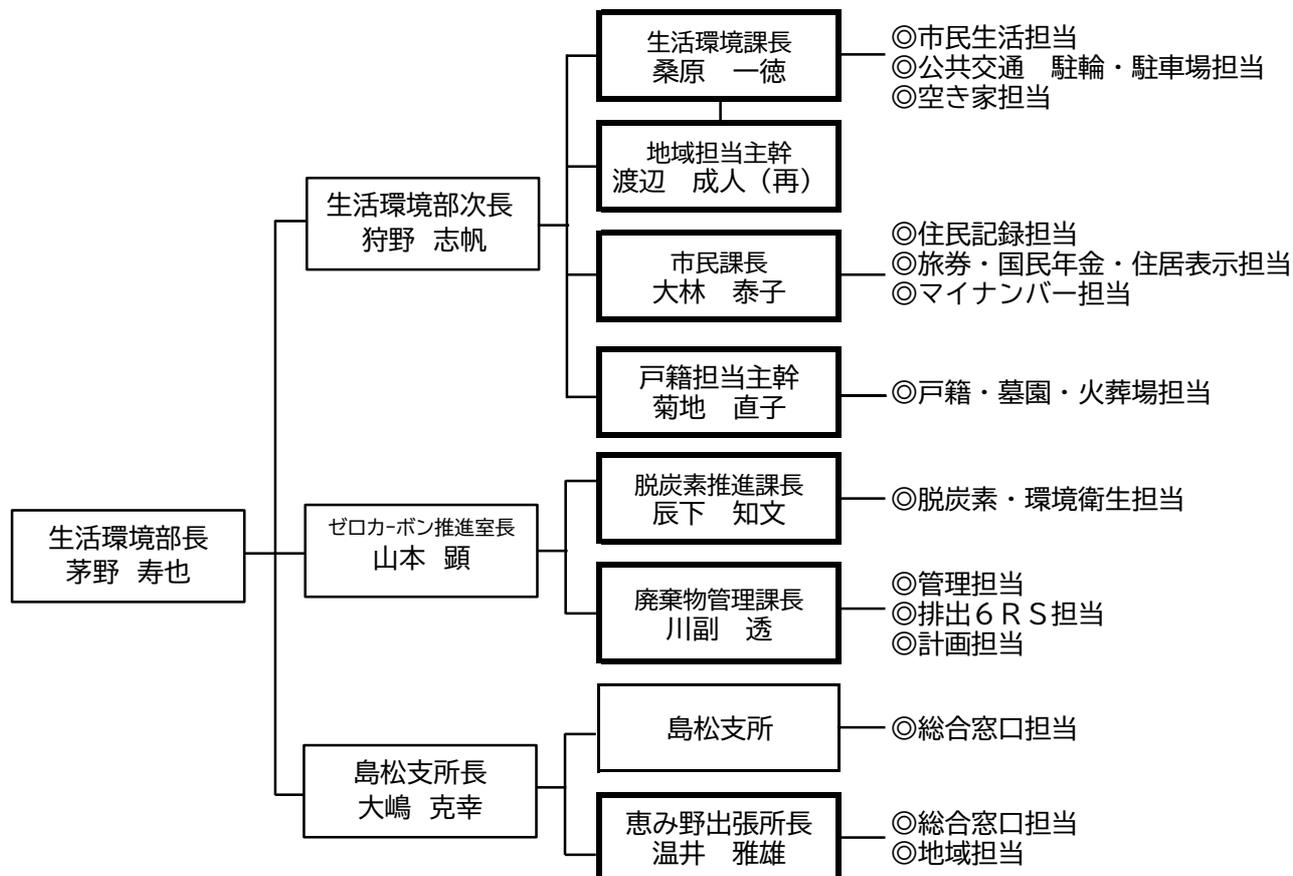
厚生消防常任委員会 提出資料

【生活環境部】

- ◎生活環境課
- ◎市民課
- ◎脱炭素推進課
- ◎廃棄物管理課
- ◎島松支所・恵み野出張所

令和7年度 生活環境部組織図（4月1日現在）

★職員配置



★各課人員一覧

区分	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	会計年度	計	(うち再任用)
生活環境部	1	3					4	
生活環境課			2	2	3	15	22	課長職1
市民課			1	4	6	24	35	
脱炭素推進課			1	1	1	1	4	
廃棄物管理課			1	3	6	2	12	
島松支所				1	3	2	6	スタッフ1
恵み野出張所			1	1	2	3	7	スタッフ1
計	1	3	6	12	21	47	90	計6名

事務分掌及び組織

■生活環境部

組織	事務分掌
生活環境課	<p>市民及び団体からの生活環境に係る相談の受理及び連絡調整に関すること。</p> <p>法律相談に関すること。</p> <p>人権擁護に関すること。</p> <p>行政相談に関すること。</p> <p>市民及び団体からの提案、要望及び陳情の受理並びに連絡調整に関すること（政党からの要望を除く。）。</p> <p>パブリックコメント制度の推進に関すること。</p> <p>恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例の推進に関すること。</p> <p>交通安全対策の総合企画に関すること。</p> <p>交通安全対策に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。</p> <p>交通安全施設の設置に関すること。</p> <p>交通安全関係団体の指導育成に関すること。</p> <p>交通事故防止のための指導及び教育に関すること。</p> <p>えにわサイクルパークに関すること。</p> <p>恵庭市自転車等駐車場に関すること。</p> <p>地域公共交通体系の総合企画に関すること。</p> <p>コミュニティバス及び乗合タクシーの運行に関すること。</p> <p>防犯灯の整備に関すること。</p> <p>防犯関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>防犯活動の推進に関すること。</p> <p>暴力追放に関すること。</p> <p>消費生活相談に関すること。</p> <p>消費者団体の育成指導に関すること。</p> <p>消費者教育及び啓発に関すること。</p> <p>恵庭市消費生活センターに関すること。</p> <p>小売物価の調査に関すること。</p> <p>計量器の調査及び検査に関すること。</p> <p>家庭用品品質表示法に基づく立入検査等に関すること。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく立入検査等に関すること。</p> <p>町内会及び自治会活動の推進に関すること。</p> <p>生活環境改善要望のとりまとめに関すること。</p> <p>地域集会施設に関すること。</p> <p>地縁団体の認可に関すること。</p> <p>地域担当職員制度に関すること。</p> <p>市民活動団体の育成及び支援に関すること。</p> <p>市民の広場に関すること。</p> <p>市民活動センターの運営に関すること。</p> <p>特定非営利活動法人の認証事務に関すること。</p> <p>空家等対策に関すること。</p> <p>特定空家等の認定に関すること。</p>

生活環境課	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画に関すること。 恵庭市空家等の適正な管理に関する条例に関すること。 放置自動車に関すること。 市が設置する路外駐車場に関すること。 駐車場基金に関すること。</p>
市民課	<p>戸籍に関すること。 住民基本台帳に関すること。 住民基本台帳ネットワークに関すること。 個人番号カードに関すること。 特別永住者及び中長期在留者に関すること。 印鑑登録証明事務に関すること。 自動車臨時運行許可に関すること。 身分証明に関すること。 死亡届及び死産届に伴う火葬許可証の交付に関すること。 人口動態に関すること。 各種届書、申請書等の受付(受理)及び証明書、許可書等の書類の作成及び交付に関すること。 町の名称及び区域に関すること。 住居表示に関すること。 国民年金に係る法定受託事務に関すること。 国民年金に係る市町村の協力及び連携に関すること。 旅券の発給に関すること。 おくやみ窓口に関すること。 火葬場に関すること。 墓地に関すること。 墓園基金に関すること。 支所及び出張所との連絡調整に関すること。</p>
脱炭素推進課	<p>環境基本計画の策定及び推進に関すること。 環境審議会に関すること。 水道水源の保全に関すること。 公害関係法令等に基づく規制及び指導（自衛隊基地に係るものを除く。）に関すること。 環境汚染の調査測定に関すること。 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関すること。 環境教育の普及啓発に関すること。 鳥獣保護に関すること。 鳥獣の飼養許可に関すること。 狩猟及び有害鳥獣の捕獲許可（農林水産業に係るものを除く。）に関すること。 空地の環境保全に関すること。 浄化槽の届出及び指導に関すること。 畜犬取締及び野犬掃とうに関すること。 害虫等の駆除に関すること。 専用水道の届出及び指導に関すること。</p>
廃棄物管理課	<p>廃棄物処理実施計画に関すること。 廃棄物減量等推進審議会に関すること。</p>

<p>廃棄物管理課</p>	<p>一般廃棄物の収集運搬計画及び指導に関すること。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に係る許可及び指導に関すること。 し尿の収集運搬計画及び指導に関すること。 ごみ処分手数料及びし尿処理手数料に関すること。 清掃事業の企画統計に関すること。 循環型社会形成の推進に関すること。 廃棄物再生利用業の指定及び指導監督に関すること。 資源回収物の処分に関すること。 きれいなまちづくり条例（平成 15 年条例第 9 号）に関すること。 リサイクル団体の育成及び指導に関すること。 廃棄物の不法投棄に係る指導改善に関すること。 北海道循環資源利用促進税に関すること。 ごみ処理場に関すること。 リサイクルセンターに関すること。 生ごみ・し尿処理場に関すること。 廃棄物処理施設環境保全基金に関すること。 産業廃棄物処理施設基金に関すること。 廃棄物の処理及び処分の基本計画に関すること。 廃棄物の処理施設の整備に関すること。 廃棄物の処理、処分及び組成分析に関すること。 廃棄物の処理方式の調査研究に関すること。 廃棄物処理施設の周辺対策に関すること。 中島松地域交流施設に関すること。</p>
<p>支所・出張所</p>	<p>公印の管守に関すること。 所管の財産及び物品に関すること。 経理に関すること。 地域にかかわる事務事業の計画及び執行の調整に関すること。 市政懇談会に関すること。 苦情及び要望の受付並びに関係部課への処理依頼に関すること。 市民相談に関すること。 地域住民団体との連絡調整に関すること。 諸税の申告の受付及び指導に関すること。 市税の証明に関すること。 市税その他歳入金の収納に関すること。 戸籍、住民登録、印鑑登録の受理及び証明に関すること。 火葬の許可に関すること。 身分証明及び各種証明に関すること。 自動車臨時運行許可証の交付に関すること。 国民年金に係る諸届出に関すること。 国民健康保険に係る諸届出に関すること。 介護保険に係る諸届出に関すること。 し尿収集手数料及び廃棄物処理手数料に関すること。 老人、乳幼児、重度心身障害者等の医療に関すること。 児童手当、児童扶養手当、扶養手当及び特別児童手当の受付に関すること。 その他市長が必要と認めたこと。</p>

現況と今後の展開

課名 生活環境課

<p>現況</p>	<p>●安全で安心なまちづくりの推進</p> <p>市民生活における、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、令和2年度に「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（令和3年度～令和7年度）」を策定している。</p> <p>恵庭市内での交通事故については、全道的に減少傾向にあるなかで、恵庭市においては年間100件程度で下げ止まりの傾向である。また一方で、高齢化率の上昇により、全国的にも高齢者が当事者となる交通事故の割合は年々高まっており、高齢化の進展に対応した交通事故防止対策が課題となっている。</p> <p style="text-align: center;">恵庭市における交通事故（人身事故）発生状況 資料：千歳警察署</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年(1～12月)</th> <th>発生件数</th> <th>死亡者数</th> <th>負傷者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年</td> <td>98</td> <td>1</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>97</td> <td>1</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table>	年(1～12月)	発生件数	死亡者数	負傷者数	令和4年	98	1	108	令和5年	77	1	91	令和6年	97	1	112
年(1～12月)	発生件数	死亡者数	負傷者数														
令和4年	98	1	108														
令和5年	77	1	91														
令和6年	97	1	112														
<p>今後の展開</p>	<p>●「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」の推進</p> <p>安全で安心なまちづくり実行委員会委員との協議により年度ごとに定める「恵庭市安全で安心なまちづくり推進方策」に基づき、市民や各団体等との連携により、下記の施策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①推進体制の整備 ②情報の収集及び提供 ③児童等の安全確保 ④高齢者及び障がい者の安全確保 ⑤消費者被害の防止 ⑥犯罪被害者等への支援 ⑦生活環境の整備 ⑧安全教育の充実 <p>●次期「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」（令和8～令和12年度）の策定</p> <p>令和7年度に、安全で安心なまちづくり実行委員会により検討を行い、年度内に次期計画を策定する。</p> <p>●第11次恵庭市交通安全計画の推進</p> <p>第11次恵庭市交通安全計画の推進に基づき、交通事故のない社会の実現に向け、市及び関係機関・団体と連携し、本計画に基づく諸対策を推進し、交通事故の減少や、死傷者数の減少により一層取組み、死者数ゼロを目指す。</p> <p>また、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となったことから、関係機関・団体と連携し、各種広報啓発や交通安全教育を実施するとともに、今年度より小学生以下を対象としたヘルメット購入費の助成や高齢者によるヘルメット普及促進モニター事業を実施し、自転車による交通事故死傷者発生防止の取組みを行う。</p>																

現況と今後の展開

課名 | 生活環境課

<p>現 況</p>	<p>●空家等対策の推進</p> <p>近年、人口減少や高齢化社会の進展による、既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、住居その他の使用がなされていないことが常態である住宅等が年々増えている。</p> <p>これまで空家等対策については、恵庭市空家等対策計画に基づき市内の空家等に対し、以下の取組を実施している。</p> <p>また、適切に管理されていない空家等に関する問題が発生した場合には、庁内検討会議や空家等対策審議会において措置に係る協議を実施している。</p> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査確認によるデータベース更新 ・空家所有者に対するアンケート調査 ・管理不全な空家等所有者への指導 ・恵庭市空家等の適正な管理に関する条例制定 ・特定空家等認定基準の設定 ・恵庭市空家等対策審議会の設置 ・特定空家等1件に対して行政代執行の実施
<p>今 後 の 展 開</p>	<p>【第2次恵庭市空家等対策計画の推進（令和4年度～13年度）】</p> <p>社会情勢や環境の変化に伴い、今後も空家等の増加が予測され、より複雑化・深刻化が懸念される課題に対応するために市のまちづくりに関連する諸計画と連携しながら空家等に対する施策を推進する。</p> <p>(施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空家等の現状把握と発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査と空家等データベースの更新、管理不全空家等の発生抑制、新たな空家等の発生抑制 ●空家等の適正管理の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等の適正管理と意向調査、所有者等不明の空家等への対応 ●管理不全空家等及び特定空家等に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・法に定めのない空家等に対する、市条例に基づく軽微な措置・緊急保全措置 ・法に基づく、特定空家等に対する助言・指導・勧告・命令等の措置 ●空家等の利活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等の利活用に係る相談体制の構築、不動産流通の促進 ●多様な主体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体、協定団体との連携

現況と今後の展開

課名 生活環境課

現 況	<p>●恵庭市公共交計画の推進（R6 年度～R10 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市における地域公共交通の実情を踏まえ、「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする「恵庭市地域公共交通計画」を地域公共交通活性化協議会により策定し、その推進を行っている。 <p><エコバス></p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度、地域公共交通活性化協議会により、既存路線のルートやダイヤ等の見直しと新規ルートの検討を行い、令和7年9月より試験運行を実施する予定。 令和2、3年度はコロナ禍により、利用者数が減少していたが、令和4年度から年々増加し、令和6年度は約39万人の利用者数となり、過去最高の利用者数となった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数（人）</th> <th>前年度比</th> <th>運行収入（円）</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>263,697</td> <td>103.0%</td> <td>45,229,832</td> <td>105.2%</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>318,254</td> <td>120.7%</td> <td>51,435,465</td> <td>113.7%</td> </tr> <tr> <td>令和5</td> <td>357,601</td> <td>112.4%</td> <td>58,563,813</td> <td>108.5%</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>393,048</td> <td>109.9%</td> <td>64,676,050</td> <td>119.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p><エコタク></p> <ul style="list-style-type: none"> エコバス路線以外の交通空白地帯の住民の移動手段を確保するため運行 コロナ禍以降、利用者数は微増している <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数（人）</th> <th>前年度比</th> <th>運行収入（円）</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>7,376</td> <td>109.9%</td> <td>1,666,650</td> <td>107.6%</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>7,618</td> <td>103.3%</td> <td>1,718,850</td> <td>103.1%</td> </tr> <tr> <td>令和5</td> <td>7,808</td> <td>102.5%</td> <td>1,788,400</td> <td>119.4%</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>7,951</td> <td>101.8%</td> <td>1,781,300</td> <td>118.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数（人）	前年度比	運行収入（円）	前年度比	令和3	263,697	103.0%	45,229,832	105.2%	令和4	318,254	120.7%	51,435,465	113.7%	令和5	357,601	112.4%	58,563,813	108.5%	令和6	393,048	109.9%	64,676,050	119.8%	年度	利用者数（人）	前年度比	運行収入（円）	前年度比	令和3	7,376	109.9%	1,666,650	107.6%	令和4	7,618	103.3%	1,718,850	103.1%	令和5	7,808	102.5%	1,788,400	119.4%	令和6	7,951	101.8%	1,781,300	118.9%
	年度	利用者数（人）	前年度比	運行収入（円）	前年度比																																														
令和3	263,697	103.0%	45,229,832	105.2%																																															
令和4	318,254	120.7%	51,435,465	113.7%																																															
令和5	357,601	112.4%	58,563,813	108.5%																																															
令和6	393,048	109.9%	64,676,050	119.8%																																															
年度	利用者数（人）	前年度比	運行収入（円）	前年度比																																															
令和3	7,376	109.9%	1,666,650	107.6%																																															
令和4	7,618	103.3%	1,718,850	103.1%																																															
令和5	7,808	102.5%	1,788,400	119.4%																																															
令和6	7,951	101.8%	1,781,300	118.9%																																															
今 後 の 展 開	<p>●エコバス既存路線の改定と新規ルートの設置</p> <p>令和6年度に公共交通活性化協議会により決定した、既存ルートと新規ルートの試験運行を令和7年9月から実施し、令和8年7月から本格運行に移行する予定。</p>																																																		

現況と今後の展開

課名 生活環境課

現 況	<p>●市営駐車場・駐輪場の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場：恵庭駅、恵み野駅、島松駅に隣接する市営駐車場6ヶ所を運営 ・駐輪場：いざりえ恵庭ビル内有料駐輪場1ヶ所と恵庭駅、恵み野駅、島松駅、サッポロビール庭園駅に隣接する無料駐輪場10ヶ所を運営 ・H28年度に「恵庭市駐車場・駐輪場基本計画」、R3年度に「恵庭市駐車場整備事業経営戦略」を策定し、これらに基づき管理運営を行っている ・令和6年7月より指定管理者制度を導入し、管理運営業務を行っている <p>市営駐車場利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用台数</th> <th>前年度比</th> <th>収入(円)</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>131,708</td> <td>111.6%</td> <td>39,705,500</td> <td>113.4%</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>148,094</td> <td>112.4%</td> <td>46,044,400</td> <td>116.0%</td> </tr> <tr> <td>令和5</td> <td>165,132</td> <td>111.5%</td> <td>52,370,600</td> <td>113.7%</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>150,140</td> <td>90.9%</td> <td>38,574,774</td> <td>73.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>市営有料駐輪場利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用人数</th> <th>前年度比</th> <th>収入(円)</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3</td> <td>4,685</td> <td>95.8%</td> <td>1,557,150</td> <td>80.9%</td> </tr> <tr> <td>令和4</td> <td>5,414</td> <td>115.6%</td> <td>1,830,050</td> <td>117.5%</td> </tr> <tr> <td>令和5</td> <td>5,894</td> <td>108.9%</td> <td>1,551,300</td> <td>84.8%</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>5,753</td> <td>97.6%</td> <td>1,716,600</td> <td>110.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人数は定期、冬季保管、一時利用の合計、収入は年度内入金分</p>	年度	利用台数	前年度比	収入(円)	前年度比	令和3	131,708	111.6%	39,705,500	113.4%	令和4	148,094	112.4%	46,044,400	116.0%	令和5	165,132	111.5%	52,370,600	113.7%	令和6	150,140	90.9%	38,574,774	73.7%	年度	利用人数	前年度比	収入(円)	前年度比	令和3	4,685	95.8%	1,557,150	80.9%	令和4	5,414	115.6%	1,830,050	117.5%	令和5	5,894	108.9%	1,551,300	84.8%	令和6	5,753	97.6%	1,716,600	110.7%
	年度	利用台数	前年度比	収入(円)	前年度比																																														
令和3	131,708	111.6%	39,705,500	113.4%																																															
令和4	148,094	112.4%	46,044,400	116.0%																																															
令和5	165,132	111.5%	52,370,600	113.7%																																															
令和6	150,140	90.9%	38,574,774	73.7%																																															
年度	利用人数	前年度比	収入(円)	前年度比																																															
令和3	4,685	95.8%	1,557,150	80.9%																																															
令和4	5,414	115.6%	1,830,050	117.5%																																															
令和5	5,894	108.9%	1,551,300	84.8%																																															
令和6	5,753	97.6%	1,716,600	110.7%																																															
今 後 の 展 開	<p>●「第3次 恵庭市駐車場・駐輪場基本計画」の策定</p> <p>第2次計画の期間が今年度までとなるため、各駐車場の利便性の向上、整備、環境について市営駐車場・駐輪場ごとに検討する第3次計画を策定する。</p>																																																		

現況と今後の展開

課名 | 生活環境課

<p>現況</p>	<p>●町内会活動の活性化に向けた施策の推進について (現況)</p> <p>町内会は、地域に住む人々が親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域課題を住民相互の協力により解決し、住みよいまちづくりに向けて自主的に活動する住民自治組織であるとともに、協働のまちづくりにおいて重要な役割を担っている。</p> <p>近年では、高齢者の見守りや自主防災組織の結成のほか、災害時要援護者のための体制づくりなど、より一層地域に密着した活動が期待される一方、少子高齢化の進展や集合住宅の独身者や若年層家族あるいは高齢単身者など世帯人数の縮小といったことのほか、市民意識の多様化による地域での絆の希薄化などを背景とした町内会加入率の低下傾向や町内会活動における役員の固定化や高齢化、担い手不足といったことから地域防災や地域福祉等の地域課題に対し、その機能が低下する可能性があるといった課題がある。</p> <p>(これまでの取組)</p> <p>町内会に対する市の支援の在り方について、単位町内会や町内会連合会と協議・検討を重ね、令和 6 年度より町内会が行う課題解決に向けた新たな取組に対する支援制度として町内会活動活性化事業補助金を新たに創設したほか、これまでの支援制度である自治活動交付金や地域担当職員制度の見直しを行うことで、町内会加入率の低下防止や役員負担の軽減に向けた支援の取組を推進し、町内会活動の活性化を図った。</p>
<p>今後の展開</p>	<p>●町内会活動活性化事業の推進・検証</p> <p>町内会活動活性化事業補助金は、令和 6 年度以降の 3 年間で試行期間としており、試行期間における補助金の活用状況等について検証を行いながら、加入率の低下防止や役員の担い手づくりに資するデジタル化に向けた取組みへの支援など、今後の町内会活動の活性化に向けた市の支援策について、町内会連合会と協議・検討を行う。</p> <p>●地域担当職員制度の推進</p> <p>地域担当職員が町内会連合会の事務局を担う中で、市と町内会との情報共有や連携の向上に努めながら、各地区町内会連合会へ配置する地域担当職員とも連携し、連絡会議や研修会を通じた職員の育成や地域課題・情報の共有を図る。</p>

現況と今後の展開

課名 市民課

現 況	<p>【マイナンバーカードの普及促進について】</p> <p>1. マイナンバー制度の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公正・公平な社会の実現（給付金等の不正受給の防止） ● 国民の利便性向上（行政手続きの簡素化） ● 行政事務の効率化（手続きを無駄なく正確に） <p>2. 普及促進の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請・交付手続きに係る予約制の導入 ● 休日・平日夜間窓口の拡大（休日/月1回、平日夜間/月2回） ● 支所・出張所での申請・交付窓口開設 ● 施設等一括申請支援の実施（企業、福祉施設等に出向き申請支援を実施） ● 出張申請サポートイベントの開催（商業施設・地域会館等で実施） <p>3. マイナンバーカードの交付状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請数</td> <td>4,676</td> <td>14,999</td> <td>7,806</td> <td>21,948</td> <td>3,318</td> <td>8,783</td> <td>61,530</td> </tr> <tr> <td>交付数</td> <td>3,169</td> <td>9,969</td> <td>10,935</td> <td>15,556</td> <td>7,742</td> <td>7,572</td> <td>54,943</td> </tr> <tr> <td>交付数(累計)</td> <td>12,401</td> <td>22,370</td> <td>33,305</td> <td>48,861</td> <td>56,603</td> <td>64,175</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>交付率(累計)</td> <td>17.8%</td> <td>31.9%</td> <td>47.5%</td> <td>69.7%</td> <td>80.7%</td> <td>91.2%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	R6	計	申請数	4,676	14,999	7,806	21,948	3,318	8,783	61,530	交付数	3,169	9,969	10,935	15,556	7,742	7,572	54,943	交付数(累計)	12,401	22,370	33,305	48,861	56,603	64,175	-	交付率(累計)	17.8%	31.9%	47.5%	69.7%	80.7%	91.2%	-
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	計																																	
	申請数	4,676	14,999	7,806	21,948	3,318	8,783	61,530																																	
	交付数	3,169	9,969	10,935	15,556	7,742	7,572	54,943																																	
交付数(累計)	12,401	22,370	33,305	48,861	56,603	64,175	-																																		
交付率(累計)	17.8%	31.9%	47.5%	69.7%	80.7%	91.2%	-																																		
今 後 の 展 開	<p>1. 交付率促進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出張申請支援の継続（企業・地域等・福祉施設） ● 出張申請サポートイベントの継続（商業施設・地域会館等での実施） ● 休日・平日夜間における交付窓口開設の継続 ● 普及・促進にかかる市民周知・啓発 <p>2. 更新手続きへの対応</p> <p>マイナンバーカードの有効期間は発行日から10回目の誕生日（18歳未満の場合は5回目）、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されている。制度開始10年経過したことにより、新規取得に加え更新手続きへの対応が必要となってくる。</p> <p>3. マイナンバーカードの利便性向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険証・運転免許証との一体化への対応 ● 各種証明書のコンビニ交付の利用推進 																																								

現況と今後の展開

課名 市民課

現 況	<p>【手続きのワンストップ化、書かない窓口の推進について】</p> <p>1. 「おくやみ窓口」の設置</p> <p>遺族の負担軽減を目的に死亡に関する手続き窓口のワンストップ化のため「おくやみ窓口」を令和4年1月に設置し、4月より本格運用を開始。</p> <p>≪「おくやみ窓口」利用実績≫</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr></thead><tbody><tr><td>死亡者数</td><td>802</td><td>866</td><td>860</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>163</td><td>242</td><td>246</td></tr><tr><td>利用率</td><td>20.3%</td><td>27.9%</td><td>29%</td></tr></tbody></table>		R4	R5	R6	死亡者数	802	866	860	利用者数	163	242	246	利用率	20.3%	27.9%	29%
		R4	R5	R6													
死亡者数	802	866	860														
利用者数	163	242	246														
利用率	20.3%	27.9%	29%														
今 後 の 展 開	<p>2. 窓口支援システム（書かない窓口）の導入</p> <ul style="list-style-type: none">● R6.2～ 各種証明書の発行手続きで必要となる申請書への記入の手間を省き、署名だけで手続きが完結する窓口支援システムを導入。● R6.6～ 異動届においても窓口支援システム活用を開始。記載台の撤去。● R7.3～ 介護福祉課窓口業務の一部を市民課で受付代行開始。 <p>1. おくやみ窓口の継続実施</p> <p>2. 窓口支援システムを活用したワンストップ窓口の推進</p> <ul style="list-style-type: none">● 窓口のレイアウト見直し等による窓口体制の見直し● 各課窓口の受付代行業務を随時追加																

現況と今後の展開

課名	市民課
----	-----

現況	<p>○ 恵庭墓園について</p> <p>① 墓園特別会計の廃止 社会状況や墓所ニーズの変化を受けた墓所貸付数の減少により、計画よりも使用料等収入が大幅に減少し、特別会計での運営が困難となったことから、令和6年度末をもって特別会計を廃止した。</p> <p>② 恵庭第1～3墓園 恵庭第3墓園の「2㎡自由墓所」「合同納骨塚」のほか、使用許可後に返還された墓所区画（返還墓所）を供用。</p> <p>③ 恵庭第4墓園 供用は「4㎡・6㎡自由墓所」「4㎡芝生墓所」。R元年5月からは市民以外にも対象を拡大し供用中。 令和7年3月当初造成計画を見直し、当面墓所区画造成は見送るものの全体の造成計画区画数を実施設計時の3,600区画から1,500区画に変更し、未利用地の利活用を検討することとした。</p> <p>④ 多目的広場（北エリア） R2年度から供用開始。</p> <p>○ 墓所整備状況 総区画数 6,766 ※合同納骨塚除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1墓園</th> <th>第2墓園</th> <th>第3墓園</th> <th>第4墓園</th> <th>（合同納骨塚）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始</td> <td>S43</td> <td>S58</td> <td>H15</td> <td>H30</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>区画数</td> <td>1,646</td> <td>3,310</td> <td>1,482</td> <td>328</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 墓園の管理・墓地の許可に関する業務は指定管理者</p>		第1墓園	第2墓園	第3墓園	第4墓園	（合同納骨塚）	供用開始	S43	S58	H15	H30	H27	区画数	1,646	3,310	1,482	328	1,500																										
		第1墓園	第2墓園	第3墓園	第4墓園	（合同納骨塚）																																							
供用開始	S43	S58	H15	H30	H27																																								
区画数	1,646	3,310	1,482	328	1,500																																								
今後の展開	<p>○ 今後の整備方針 合同納骨塚は当初見込みより貸付が進み令和10年度には貸付終了を見込んでいることから、第4墓園に2つ目の合同納骨塚の整備をする。 また、市民ニーズを踏まえた新しい墓所区画像の調査・検討をする。</p> <p>《恵庭墓園における使用許可件数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個別墓所</td> <td>新規</td> <td>49</td> <td>65</td> <td>37</td> <td>45</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>返還</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合同納骨塚</td> <td>52</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>61</td> <td>122</td> <td>136</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>117</td> <td>122</td> <td>83</td> <td>112</td> <td>167</td> <td>188</td> <td>219</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合同納骨塚の需要はあるが、個別墓所の需要は減少傾向である。</p>	年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	個別墓所	新規	49	65	37	45	37	40	27	返還	16	12	6	6	8	12	12	合同納骨塚		52	45	40	61	122	136	180	合計		117	122	83	112	167	188	219
年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																					
個別墓所	新規	49	65	37	45	37	40	27																																					
	返還	16	12	6	6	8	12	12																																					
合同納骨塚		52	45	40	61	122	136	180																																					
合計		117	122	83	112	167	188	219																																					

現況と今後の展開

課名	脱炭素推進課
----	--------

○第3次恵庭市環境基本計画の推進

現況

環境基本計画は、恵庭市環境基本条例に基づき定める環境分野の総合的な計画で、第3次計画は、令和4年度からの10年計画となっている。

○「ゼロカーボン・ロードマップ」

ゼロカーボン・ロードマップは、令和4年6月22日に宣言した「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、令和5年度から12年度までの8年間で、平成25年度比の温室効果ガス排出量を46%削減する目標に市域全体で地球温暖化対策を計画的に推進することを目的に市民・事業者・市がそれぞれの役割において推進する取組を整理したもので、二酸化炭素の見える化の取り組みである「ゼロボード」や「ゼロちゃれ」等を実施し、ロードマップに沿ったさらなる取組みを推進する。

○生活環境（悪臭関係）

近年、市内の広範囲で悪臭が確認され、市に苦情等が寄せられていた案件については改善に向かっていくところですが、定期的に原因者と接触をし、臭気対策の予防や実施可能な対策の依頼をするほか、事案によっては、北海道（石狩振興局）と連携を図り、改善指導等を実施するなど対策をとっている。一方、悪臭が広範囲にわたる場合は、一定の範囲においても臭気を感じ方が異なることなどから、発生源を絞り込むことが難しい場合がある等の課題がある。

<過去3か年の苦情件数>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	94	18	9

○有害鳥獣への対応

有害鳥獣については、ヒグマと生活環境に影響がある市街地におけるアライグマを主な対象としており、アライグマについては、近年、市民から家庭菜園が荒らされる等の生活環境被害が発生しているため、専門業者による駆除を実施している。

ヒグマについては、目撃情報をもとにヒグマの発生状況や注意喚起を促す啓発物等の情報発信を市のホームページにより行っているほか、猟友会と連携し、現地のパトロールや防除を行っている。

<p>今 後 の 展 開</p>	<p>○「ゼロカーボン・ロードマップ」</p> <p>現行のゼロカーボン・ロードマップについては、令和5年度から7年度までであるため、令和8年度から3年間のロードマップを策定する。策定に関しては、事業者及び市民から得られたエネルギー消費量に関するデータを活用する。また、取組については、現行の取り組みを進めながら、より効果的な取り組みの検討を行う。</p> <p>○生活環境（悪臭関係）</p> <p>臭いの発生元と考えられる地域に出向き、現地の方に少しでも臭いを抑えられるように依頼するなどの対策を行う。発生源によっては、石狩振興局と連携し、悪臭防止法に基づき発生源の所有者・管理者等へ対応するとともに、状況に応じ立入検査、改善指導等を行う。</p> <p>○有害鳥獣への対応</p> <p>アライグマについては、市民からの依頼に応じ、駆除を実施するとともに、罠の破損状況を確認し、適宜、新しい罠と交換するなど、適切に防除を進める。</p> <p>ヒグマについては、改正鳥獣保護管理法により猟銃の発砲許可権限が移譲されることになった。今後、ガイドラインやマニュアルが整備されることから、基礎自治体に過度な負担や責任が発生しないように要望していく。</p>
----------------------------------	--

現況と今後の展開

課名 廃棄物管理課

現況	<p>○安定的かつ持続可能なごみ処理体制の確立</p> <p>令和5年1月に「ごみ処理恵庭モデル検討会」から提言されたように、本市では、平坦でコンパクトなまちの特性を活かして、全道でも先駆けて戸別収集を開始し、市民の高い分別意識が醸成され、平成12年からは、びん・缶・ペットボトルの分別収集、平成19年度からはプラスチック容器包装の分別収集、平成24年度からは生ごみを分別収集し、バイオガス化によるエネルギー回収を行っています。こうした資源化への取り組みにより、道内35市の中で第3位のリサイクル率を誇っています。また、令和2年度からは、焼却施設を本稼働し、焼却施設で発生する余熱の活用により、循環型社会の形成を目指したごみ処理が一層推進されたところです。</p> <p>一方、これらの施設については計画的な点検・補修による長寿命化や安定的な施設運営に努めるとともに、維持管理コストの低減に取り組んでいくことが必要となっております。また、さらに高齢化が進んでいく中で、戸別収集体制の維持も喫緊の課題です。</p>
今後の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ減量や適正分別に向けた市民、事業者啓発 <p>市民のごみ減量行動の促進（リユース、リデュース、リサイクル）や、施設の事故防止、長寿命化を図るために分別適正化についてわかりやすい市民、事業者に対する啓発を実施します。</p> 2. 収集運搬 <p>効率的な収集運搬体制の検討や収集ルートに適正化によって、戸別収集体制を維持します。</p> 3. リサイクルセンター（島松沢） <p>老朽化が著しいリサイクルセンターの大規模改修もしくは移転新設等について、運営手法も含めた施設全体の維持管理方針を決定し、整備に向けた検討を進めます。</p> 4. 生ごみ・し尿処理場（中島松） <p>老朽化が著しいし尿処理場の大規模改修を進めるとともに、生ごみ処理場の機械設備の計画的な更新を実施し、施設の延命化を推進します。</p> 5. 焼却施設（中島松） <p>令和6年度より長期包括的な施設運営管理を開始しており、安定的で効率的な施設運営を図っていきます。</p> 6. ごみ処理場（盤尻） <p>現処理場である第6期最終処分場の残余容量を見据え、新たな処理場整備の検討を進めていきます。</p>

現況と今後の展開

課名

廃棄物管理課

○ごみ処理（処分）手数料の算定

焼却施設の稼働に合わせた見直しを実施し R2 年度から 4 年度にかけて段階的に改定。

その後、ごみ処理量の見通しを実態に合わせて見直し、さらに「ごみ処理恵庭モデル検討会」から頂いた提言内容を反映した手数料に令和 7 年度に改定。

種別		～R元年度	R2～3年度	R4～6年度	R7年度～
家庭廃棄物 処理手数料	生ごみ	2円/㍓	2円/㍓		
	燃やせるごみ	2円/㍓	2円/㍓	3円/㍓	
	燃やせないごみ	2円/㍓	4円/㍓		
	粗大ごみ	100円/1個	100～900円/1個		
	直接搬入ごみ	70円/10kg	231円/10kg		250円/10kg
事業系 一般廃棄物 処分手数料	焼却施設への搬入ごみ		128円/10kg	217円/10kg	240円/10kg
	ごみ処理場への搬入ごみ	112円/10kg	231円/10kg	343円/10kg	380円/10kg
	生ごみ処理場への搬入ごみ	112円/10kg	93円/10kg		110円/10kg
	リサイクルセンターへの搬入ごみ	112円/10kg	114円/10kg		120円/10kg
産業廃棄物 処分手数料	焼却施設への搬入ごみ		400円/10kg		
	ごみ処理場への搬入ごみ	171円/10kg	509円/10kg	510円/10kg	
し尿処理手数料		50円/10㍓	50円/10㍓	65円/10㍓	

【現在の手数料の考え方】

1. 家庭系ごみ処理手数料

「排出抑制」「資源化の促進」「公平性の確保」「ごみ処理費用の確保」を目的に、H22 から有料化。「対象となる処理経費の 1/3 相当額」として設定。

2. 事業系一般廃棄物処分手数料

中小企業活動支援の一環として、「対象となる処理経費の 2/3 相当額」として設定。

3. 産業廃棄物処分手数料

「対象となる処理経費を 100%負担」として設定。

4. し尿処理手数料

「収集に要する経費を受益者負担」として設定。

■令和 8 年度以降の手数料について

焼却施設の稼働によって本市のごみ処理体系が概ね確立されたことから、「恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、ごみ処理手数料についても改定したところであります。

次回の改定については事業系廃棄物は社会経済活動の影響によりごみ処理量が増減するため、柔軟な対応が必要となることから、検証期間を 3 年と短く設定し令和 8 年度に手数料の検証を行う予定です。

令和7年6月

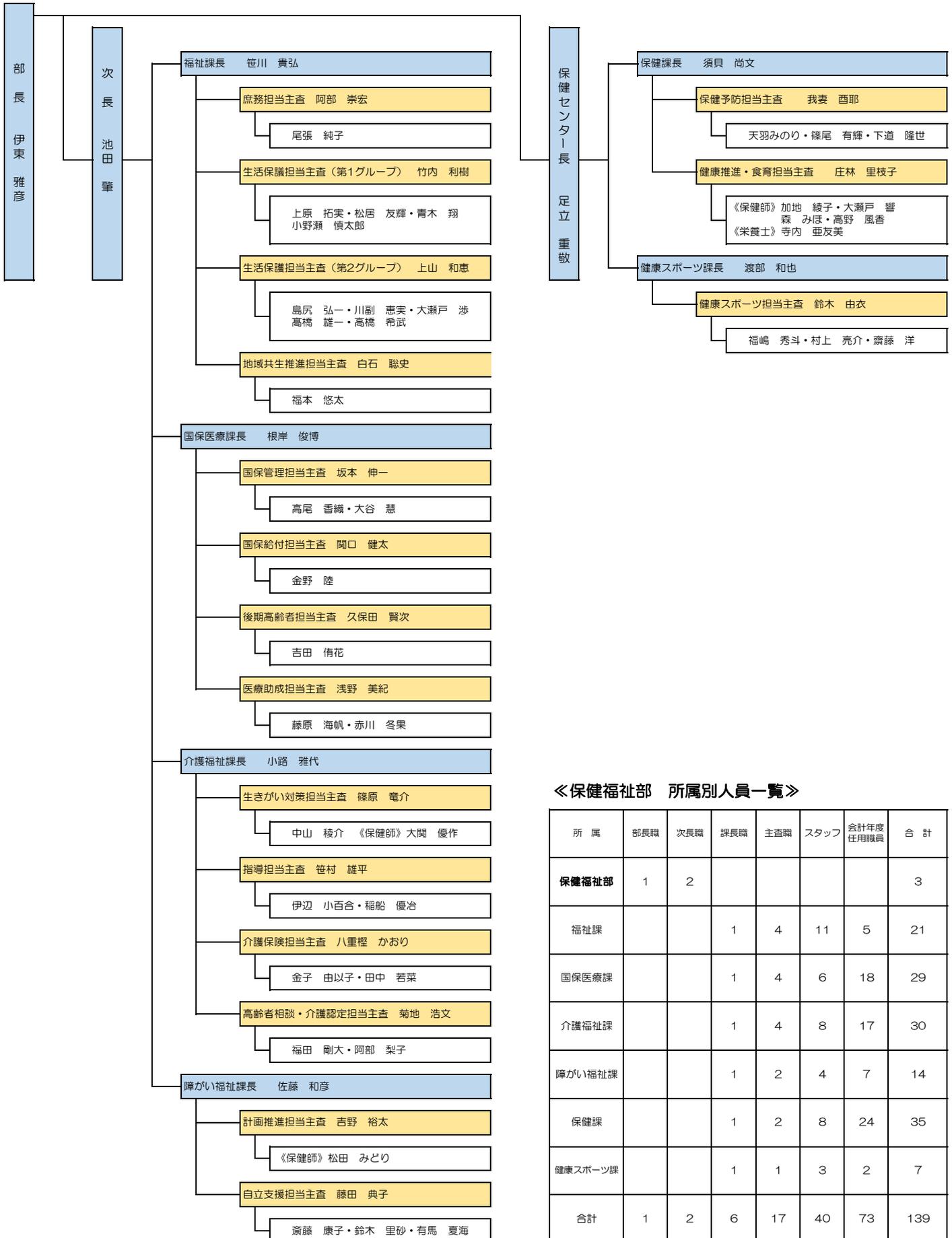
厚生消防常任委員会 提出資料

<保健福祉部>

- 福祉課
- 国保医療課
- 介護福祉課
- 障がい福祉課
- 保健課
- 健康スポーツ課

令和7年度 保健福祉部 組織図

【令和7年6月1日現在】



《保健福祉部 所属別人員一覧》

所属	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	会計年度任用職員	合計
保健福祉部	1	2					3
福祉課			1	4	11	5	21
国保医療課			1	4	6	18	29
介護福祉課			1	4	8	17	30
障がい福祉課			1	2	4	7	14
保健課			1	2	8	24	35
健康スポーツ課			1	1	3	2	7
合計	1	2	6	17	40	73	139

事務分掌及び組織（保健福祉部）

組 織	事 務 分 掌
福祉課	<p>福祉の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>地域福祉計画に関する事。</p> <p>民生委員児童委員及び民生委員推薦会に関する事。</p> <p>保護司に関する事。</p> <p>アイヌ住民の福祉対策に関する事。</p> <p>旧軍人の恩給及び戦傷病者、戦没者等の遺族援護に関する事。</p> <p>災害援護に関する事。</p> <p>行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</p> <p>生活保護に関する事。</p> <p>生活困窮者自立支援に関する事。</p> <p>社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</p> <p>社会福祉審議会に関する事。</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する第二種社会福祉事業（隣保事業に限る。）に係る事業開始届等に関する事。</p> <p>社会福祉法人の設立認可、監査及び指導に関する事。</p> <p>社会福祉事業推進基金に関する事。</p> <p>部の庶務に関する事。</p> <p>その他福祉に関する事。</p>
国保医療課	<p>国民健康保険事業の企画運営に関する事。</p> <p>国民健康保険運営協議会に関する事。</p> <p>国民健康保険の資格得喪に関する事。</p> <p>国民健康保険税の賦課に関する事。</p> <p>国民健康保険支払準備基金に関する事。</p> <p>国民健康保険の医療給付に関する事。</p> <p>出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事。</p> <p>医療費の実態把握及び分析に関する事。</p> <p>特定健診及び特定保健指導（他の所管に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>後期高齢者医療の資格得喪に関する事。</p> <p>後期高齢者医療の賦課徴収に関する事。</p>

<p>国保医療課</p>	<p>後期高齢者医療の医療給付に関すること。 後期高齢者医療の葬祭費の支給に関すること。 後期高齢者の健康診査及び歯科健康診査に関すること。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。 重度心身障害者、子ども、ひとり親家庭等医療費助成に関すること。 養育医療費助成に関すること。 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金（子ども医療費助成事業）に関すること。</p>
<p>介護福祉課</p>	<p>高齢者福祉及び介護保険の総合的な企画及び調査に関すること。 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。 地域密着型サービスの指定、指導及び監督に関すること。 介護予防・日常生活支援総合事業の指定、指導及び監督に関すること。 居宅介護支援事業の指定、指導及び監督に関すること。 介護予防支援事業の指定、指導及び監督に関すること。 地域支援事業に関すること。 高齢者の権利擁護に関すること。 養護老人ホームへの入所等の措置に関すること。 高齢者の地域福祉サービスに関すること。 高齢者の生きがいづくりに関すること。 介護支援ボランティアポイント事業に関すること。 老人クラブの育成振興に関すること。 老人憩の家等の維持管理に関すること。 介護保険の資格管理に関すること。 介護保険の給付に関すること。 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。 要介護認定に関すること。 介護認定審査会に関すること。 有料老人ホームの設置に関すること。 介護予防に関すること。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。 介護給付費準備基金に関すること。 その他高齢者福祉及び介護保険（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p>

障がい福祉課	<p>障がい者福祉の総合的な企画及び調査に関すること。</p> <p>障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に関すること。</p> <p>障がい者の福祉に関すること。</p> <p>特別障害者手当等に関すること。</p> <p>障害者自立支援サービス（18歳以上）に関すること。</p> <p>地域生活支援事業に関すること。</p> <p>障がい者虐待防止に関すること。</p> <p>障がい者の優先調達に関すること。</p> <p>障がい者の差別解消に関すること。</p> <p>心身喪失者等の医療観察に関すること。</p> <p>難病患者の福祉施策に関すること。</p> <p>その他障がい者福祉に関すること。</p>
保健課	<p>健康診査及びがん検診に関すること。</p> <p>特定健診及び特定保健指導（他の所管に属するものを除く。）に関する こと。</p> <p>健康増進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>健康づくり計画に関すること。</p> <p>食育推進計画に関すること。</p> <p>歯科保健に関すること。</p> <p>成人及び高齢者保健に関すること。</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。</p> <p>自殺対策計画に関すること。</p> <p>予防接種に関すること。</p> <p>感染症の予防及び防疫に関すること。</p> <p>夜間・休日急病診療所の運営に関すること。</p> <p>夜間休日救急医療体制に関すること。</p> <p>献血の普及啓発に関すること。</p> <p>骨髄バンクの普及啓発に関すること。</p> <p>保健センター運営協議会に関すること。</p> <p>保健医療団体との連絡調整に関すること。</p> <p>保健センターの管理運営に関すること。</p> <p>保健師の保健活動の総合調整に関すること。</p>

健康スポーツ課	<p>健康増進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>体育及びスポーツ活動の普及、推進及び奨励に関すること。</p> <p>運動・スポーツ推進計画に関すること。</p> <p>各種体育事業の企画運営及び指導援助に関すること。</p> <p>スポーツ活動を行う選手の育成に関すること。</p> <p>市民の体力向上に関すること。</p> <p>スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>スポーツ指導員に関すること。</p> <p>スポーツ功労者の顕彰に関すること。</p> <p>スポーツ傷害事故の防止に関すること。</p> <p>学校開放事業に関すること。</p> <p>体育関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>体育施設の維持及び管理に関すること。</p> <p>体育施設の使用許可に関すること。</p> <p>体育器材の貸出、利用及び保管に関すること。</p> <p>スポーツ振興基金に関すること。</p> <p>その他体育及び体育施設に関すること。</p>
---------	--

現況と今後の展開

課名	福祉課
----	-----

現況	<p>○生活保護受給者の就労支援の推進強化</p> <p>恵庭市の生活保護受給者数は、平成22年11月に初めて1千人の大台に乗り、以降増加を続けていましたが、令和元年度には982人で保護率は14.0パーミル、令和6年度は993人で保護率14.2パーミルとなっており、この5～6年で大きな増減はなく、微増の状態が続いているところであります。今後につきましても、現在の社会情勢や高齢化社会の背景から不透明な状況にあります。</p> <p>また被保護世帯タイプの構成を見ますと、令和6年度は「高齢者世帯」が5割以上(52.7%)を占め、「母子世帯」4.9%・「傷病世帯」11.0%・「障害世帯」12.1%、いずれの世帯タイプにも属さない「その他世帯」が19.3%となっており、稼働能力を有すると考えられる「その他世帯」が「高齢者世帯」について2番目の構成比割合となっており、このような稼働能力を有する受給者に対する就労支援の一層の強化が課題となっています。</p> <p>○重層的支援体制の整備</p> <p>社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備が制度化され、既存の相談支援の取組を活かしつつ、住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」を柱とし、これらの支援を一層効果的に実施するため、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備」の令和8年度からの本格実施に向け、令和6年度及び7年度において「移行準備事業」を実施しているところです。</p>
今後の展開	<p>○生活保護受給者の就労支援の推進強化と生活困窮者自立支援</p> <p>地方でも雇用環境の改善が進む中、その他世帯の世帯主には稼働年齢層が占める割合も多いことから、被保護者就労支援員との面談を軸として支援対象者の希望や適性を把握し、就労支援や意欲喚起を行うと共に、特に就労阻害要因のない若年層の新規生活保護受給者については、ハローワークと協力しながら生活保護受給者等就労自立促進事業活用を促し、早期自立を支援するとともに、就労自立給付金の周知を徹底し安定した職業への就職や就労による自立を促していきます。</p> <p>○生活困窮者に対する適切な支援の実施</p> <p>生活困窮にかかわる相談に丁寧に対応するとともに、生活保護制度の活用が困窮者にとって必要とされる場合は、適切な保護を実施していきます。</p> <p>○重層的支援体制整備の構築</p> <p>委託先を含めた相談支援を担当する職員等による協議・検討を通じ、各機関の相互連携強化と、支援に関するルールづくりを行い、令和8年度の「重層的支援体制整備」に向けた実施体制を構築していきます。</p>

現況と今後の展開

課名 国保医療課

現況	<p>【国民健康保険関連事項】 ○国民健康保険制度について 国保制度は平成30年度より広域化し制度の持続性を高めた結果、歳出の大部分を占める保険給付費が全額北海道からの交付金で賄われることとなり、安定的な財政運営が可能となりました。国民健康保険特別会計の累積赤字は令和3年度以降、解消されております。</p> <p>【後期高齢者医療制度関連事項】 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について 令和2年度より、国保医療課を主担当課とし介護福祉課および保健課の3課が連携して事業を推進しております。</p> <p>【医療助成関連事項】 ○子ども医療費助成について 令和7年度より子ども医療費助成の対象年齢について、通院は小学校6年生までに、入院は高校3年生までに、それぞれ拡大いたしました。</p>
今後の展開	<p>【国民健康保険関連事項】 ○国民健康保険制度について 国では令和8年度から国民健康保険税に子ども子育て支援金課税額を追加予定。従前からの医療費適正化や適切な税率設定等も含め、国や道の方針を遵守し、一般会計から独立した安定的な制度運営を行ってまいります。</p> <p>【後期高齢者医療制度関連事項】 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について 3課の協力体制を持続するとともに実施事業におけるPDCAサイクルの確立を図ってまいります。</p> <p>【医療助成関連事項】 ○子ども医療費助成について 子ども施策の充実については医療費助成だけではなく、他の子ども施策や財源、管内他市の状況などを注視してまいります。</p>

現況と今後の展開

課名 介護福祉課

現況	<p>○第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく事業の推進</p> <p>恵庭市の高齢化率は現在 29%となっており、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者に到達する令和7年（2025年）を迎え、市民の3人に1人が高齢者という状況が間近に迫っています。</p> <p>今後も高齢者人口が増え続けるため、中長期的な将来を見据えつつ、介護・医療・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を、第9期介護保険事業計画に基づき展開しているところであります。</p>
今後の展開	<p>○第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進及次期第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定</p> <p>現行の第9期計画（令和6年度～令和8年度）の推進に取組むほか、令和8年度には令和9年度が始期となる「第10期計画策定」を行います。</p> <p>令和22年（2040年）に日本の高齢者人口がピークに達することで生じる医療・介護サービスの需要増加等を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に資する施策を推進して参ります。</p> <p>○介護予防と健康・元気づくりの推進</p> <p>高齢者が主体的に介護予防と健康・元気づくりに取組むことができるよう、通いの場の拡充など各種事業を推進します。また、大学や専門機関と連携した調査研究等を行うことにより、地域の健康課題を明確にしながら介護予防事業を展開して参ります。</p>

現況と今後の展開

課名 障がい福祉課

現況	<p>本市における障がいのある方への施策については、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「えにわ障がい福祉プラン」に基づき、各種事業等を推進しています。重点事項としては次の3点を推進しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 恵庭市手話言語条例の推進 2) 農福連携の推進 3) 障がいのある人に対する理解の促進、及び障がいを理由とする差別の解消の促進
今後の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1. えにわ障がい福祉プランの推進 「えにわ障がい福祉プラン」に基づき、障がい者福祉施策や各種事業を推進していきます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 相談支援体制の充実・強化等として、これまで「恵庭市障がい者総合相談支援センター」が担っていた相談支援機能強化事業を、「基幹相談支援センター」へ移行し、取組を推進します。 ② 「恵庭市障がい者総合相談支援センター」の委託について、令和7年度が長期契約の最終年度となっており、「基幹相談支援センター」と併せて令和8年度からの事業者選定をプロポーザルにて実施します。 2. 恵庭市手話言語条例の推進 恵庭市手話言語条例による施策の推進に資する取組を引き続き展開します。 <ul style="list-style-type: none"> ・手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めます。 ・手話による意思疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりを図ります。 ・手話通訳者の確保、養成等に努めます。 3. 農福連携の推進 農福連携を継続して推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携マッチング等の農福連携の実践。 ・収穫体験等の普及イベント。 ・事例集等の発行物。 4. 障がいのある人に対する理解の促進、及び障がいを理由とする差別の解消の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会等における障がい者差別解消法の普及。 ・講演会等を通じた障がい理解の普及。

現況と今後の展開

課名	保健課
----	-----

<p>現況</p>	<p>○带状疱疹ワクチン予防接種事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 4 月 1 日に、予防接種法第 5 条第 1 項の規定による定期予防接種の対象疾病に带状疱疹が追加され定期接種化。抗ウイルス薬による予防接種を実施し、個人の発病またはその重症化を防止することを目的とする。 <p>○成人歯科健診（歯周疾患検診）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度より 40 歳・50 歳・60 歳・70 歳及び妊婦を対象とした歯周疾患検診について、令和 7 年度から、健康増進事業実施要領改正により、20 歳・30 歳・産婦にも対象を拡大し実施。歯周疾患予防及び歯科口腔への関心を高めることを目的とする。
<p>今後の展開</p>	<p>○带状疱疹ワクチン予防接種事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期接種対象者：以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 患庭市に住民票を有する方で、65 歳以上の 5 歳年齢ごとの方 ② 60 歳以上 65 歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方 実施方法：対象者が、本人確認書類（運転免許証や保険証など）を持参のうえ指定医療機関にて以下のワクチンのうち、どちらか 1 種類のみを選択し接種。 <ol style="list-style-type: none"> ① 乾燥組換え带状疱疹ワクチン…間隔を空けて 2 回筋肉内接種 ② 乾燥弱毒性生水痘ワクチン…皮下に 1 回接種 自己負担額（令和 7 年度）：以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 乾燥組換え带状疱疹ワクチン…1 回につき自己負担額 11,000 円 ② 乾燥弱毒性生水痘ワクチン…自己負担額 4,400 円 （①、②ともに※生活保護受給者については無料） 周知：令和 7 年度の対象者全員に令和 7 年 4 月上旬に個別通知を発送。定期接種化について、広報えにわ 4 月号および市ホームページ、SNS 等にて周知。 <p>○成人歯科健診（歯周疾患検診）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の節目及び妊婦及び産婦。 実施方法：市内歯科医療機関において実施。 健診内容：問診、歯周組織検査、健診結果の判定と結果通知。 周知：節目の対象者に受診券を送付。妊婦には母子手帳交付時に受診券配布、産婦へは 9～10 か月児健診時に周知。対象者拡大について広報えにわ 4 月号および市ホームページ等にて周知。

現況と今後の展開

課名 健康スポーツ課

<p>現況</p>	<p>○「恵庭市運動・スポーツ推進計画」に基づく事業の推進 平成26年11月の「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」の制定及び「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」の決議を踏まえ、スポーツを通じた健康で活力あるまちづくりに取り組むため、平成28年3月に10カ年の計画を策定し、「運動やスポーツ」を「する」「観る」「応援する」「支える」等の多様な活動を通じて、活力に満ちた恵庭のまちづくりを展開しているところです。</p> <p>○次期「恵庭市運動・スポーツ推進計画」の策定 現行計画が令和7年度で終期を迎えることから、市民誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる活力あるまちづくりを、今後も総合的かつ計画的に推進するため、次期「恵庭市運動・スポーツ推進計画」（令和8年度から令和17年度）を、今年度中に策定します。</p> <p>○スポーツ施設現況調査の実施 老朽化が進行しているスポーツ施設や備品等については、「恵庭市スポーツ施設修繕計画」に基づき、計画的な修繕に努めているところですが、次期運動・スポーツ推進計画との整合性や、新たなスポーツ施設整備計画の策定に向けた基礎資料として、スポーツ施設現況調査を実施します。</p>
<p>今後の展開</p>	<p>○推進計画を実現するため、基本方針により施策を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動やスポーツなどに親しむ機会を作っていくために、ライフステージ等の変化に合わせた運動やスポーツ機会の提供を図り、市民の積極的な健康づくりを推進します。 ・ライフスタイルなどに応じて、気軽に、さらには継続して運動やスポーツに取り組めるよう、各種競技団体などを支援し、運動やスポーツ活動を支える環境づくりを推進します。 ・子どもから高齢者まで誰もが、運動やスポーツに親しみ、継続して取り組めるよう、情報提供や関連施設の充実を図るとともに、市外関連施設の利用の可能性について協議・検討します。 <p>○新たな「スポーツ施設整備計画」の策定 スポーツ施設現況調査の実施結果を踏まえ、本市における今後のスポーツ施設のあり方や長期的な視点に基づいた、新たな「スポーツ施設整備計画」の策定に取り組みます。</p>

令和7年6月

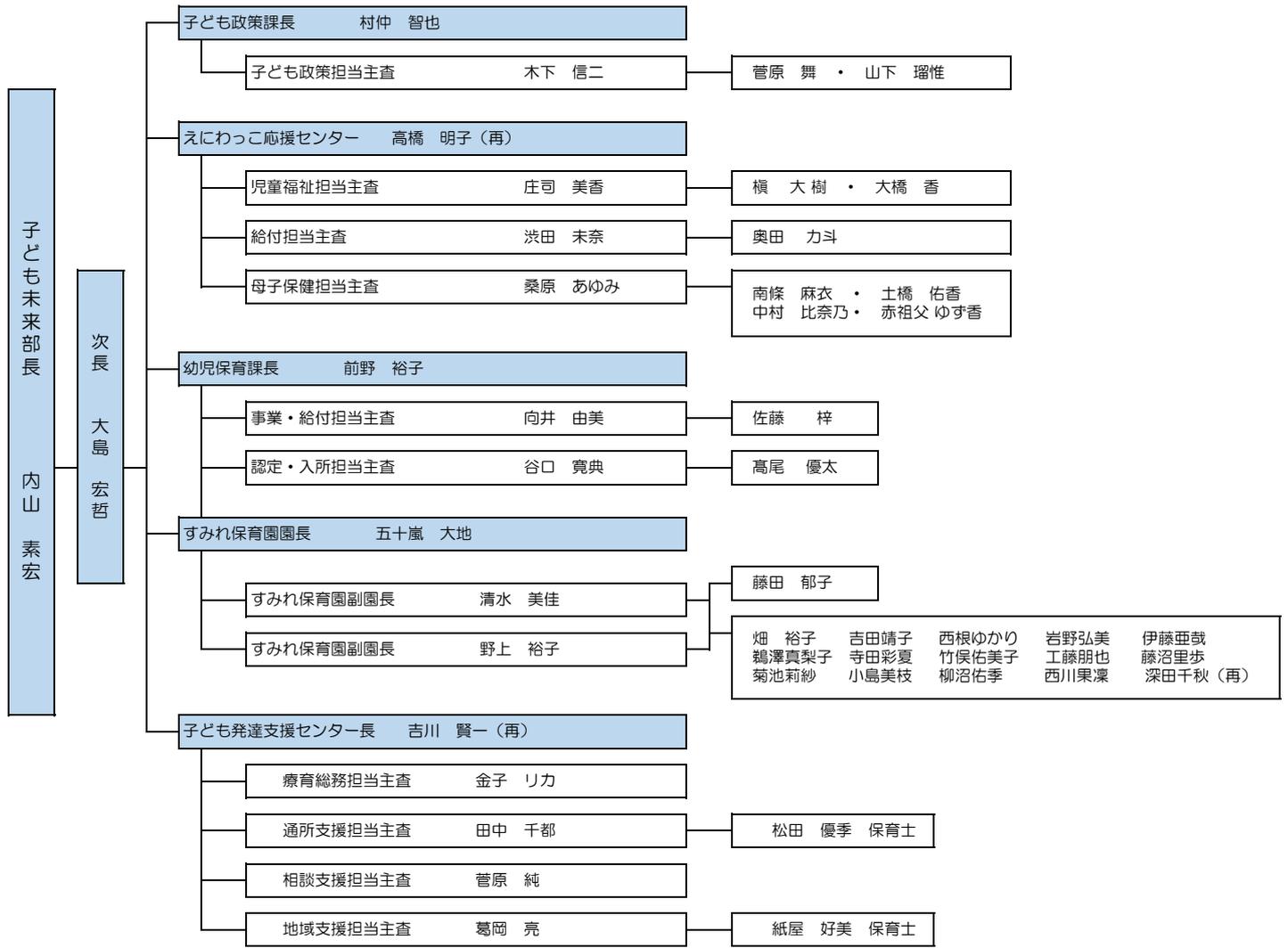
厚生消防常任委員会 提出資料

<子ども未来部>

- 子ども政策課
- えにわっこ応援センター
- 幼児保育課
- すみれ保育園
- 子ども発達支援センター

令和7年度 子ども未来部 組織図

《令和7年5月1日現在》



☆ 子ども未来部 各課人員数 一覧

課名	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	再任用	会計年度任用職員	合計
子ども未来部	1	1	5	12	28	1	49	97
子ども政策課			1	1	2	0	3	7
えにわっこ応援センター			1	3	7	(1)	14	25
幼児保育課			1	2	2	0	3	8
すみれ保育園			1	2	15	1	18	37
子ども発達支援センター			1	4	2	(1)	11	18

【会計年度任用職員内訳】

○子ども政策課

	計	フル	36時間	29時間	20時間	15時間
若草コーディネーター	1					1
事務補助	2			2		
合計	3	0	0	2	1	0

○えにわっこ応援センター

	計	フル	36時間	29時間	20時間	15時間
事務補助	3			3		
相談員	7			6	1	
保健師	2			2		
栄養士	1			1		
母子保健コーディネーター	1			1		
合計	14	0	0	13	1	0

○幼児保育課

	計	フル	36時間	29時間	20時間	15時間
窓口事務員	3			3		
合計	3	0	0	3	0	0

○すみれ保育園

	計	フル	36時間	29時間	20時間	15時間
保育園保育士	15		10	1	4	
保育園給食調理員	3		1	2		
合計	18	0	11	3	4	0

○子ども発達支援センター

	計	フル	36時間	29時間	20時間	15時間
療育指導員	10			10		
事務補助	1			1		
合計	11	0	0	11	0	0

子ども未来部 事務分掌及び組織

組 織	事 務 分 掌
子ども政策課	<p>学童クラブに関すること。</p> <p>放課後子ども教室に関すること。</p> <p>子どもの居場所づくりに関すること。</p> <p>子どもひろばに関すること。</p> <p>子育て支援センターに関すること。</p> <p>子どもの集う場所の整備に関すること。</p> <p>子ども・子育て支援施策に関すること。</p> <p>子育て基金に関すること。</p> <p>児童福祉専門部会に関すること。</p> <p>次世代育成支援行動計画に関すること。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>黄金ふれあいセンターに関すること。</p> <p>市町村こども計画に関すること。</p>
えにわっこ応援センター	<p>子育て事業に関すること。</p> <p>児童福祉に関すること。</p> <p>家庭児童相談に関すること。</p> <p>ひとり親家庭に関すること。</p> <p>障がい児福祉計画に関すること。</p> <p>障がい児通所支援・福祉サービスに関すること。</p> <p>児童虐待防止に関すること。</p> <p>子ども・若者支援に関すること。</p> <p>児童手当に関すること。</p> <p>児童扶養手当に関すること。</p> <p>特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>母子保健に関すること。</p> <p>妊婦のための支援給付に関すること。</p>

<p>幼児保育課</p>	<p>子どものための教育・保育給付に関する事 子育てのための施設等利用給付に関する事 幼稚園、認定こども園及び保育所に関する事 認可外保育施設に関する事 地域型保育事業に関する事 特別保育事業に関する事 保育の利用調整及び入退所に関する事 保育料に関する事 保育の提供体制に関する事 子ども・子育て支援交付金に関する事</p>
<p>すみれ保育園</p>	<p>すみれ保育園の管理運営に関する事 児童の保育に関する事</p>
<p>子ども発達支援センター</p>	<p>子ども発達支援センターの管理運営に関する事 児童発達支援に関する事 保育所等訪問支援に関する事 居宅訪問型児童発達支援に関する事 障がい児相談支援に関する事 地域支援の推進に関する事</p>

現況と今後の展開

課名 | 子ども政策課

現況	<p>○「えにわっこ☆すこやかプラン」の推進</p> <p>子どもを取り巻く環境は、家族構成や雇用環境の変化、少子高齢化によって大きく変化しており、子どもを生み育てやすい環境づくりを社会全体で支援していくことが必要となっています。</p> <p>こうした背景のもと、「第3期えにわっこ☆すこやかプラン（R7～R11）」を策定し、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的・計画的に進めています。</p>
今後の展開	<p>○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）</p> <p>保護者が就労などの理由により昼間不在である小学生を対象に、授業終了後に学校の空き教室等の施設を利用して適切な遊び場及び生活の場を提供しています。共働き世帯の増加に伴う利用ニーズに対応するため、定員の拡大や民間学童クラブ運営の支援、待機児童が発生した場合のランドセル来館事業の実施により放課後の子どもの居場所を整備します。</p> <p>○長期休み学童預かり事業</p> <p>長期休業期間のみ児童の預かりを行う事業として、令和6年度より、市内3学校法人にて試行的に実施しています。令和7年度も試行実施を継続し、適切な実施方法・体制を確立していきます。</p> <p>○子育て支援センター事業・子どもひろば事業</p> <p>子どもやその保護者が交流しながら地域で過ごす居場所である「子どもひろば」を5か所、「子育て支援センター」を6か所について、民間委託にて実施しています。今後の各複合施設への移転も見据え、委託事業者との連携を密に行い、内容の充実を図っていきます。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>子育ての援助を「受けたい方」と援助を「行いたい方」との相互援助によって、子どもの預かりや保育園の送迎などを行う事業で、民間委託にて実施しています。利用希望者の増加や子育てニーズの多様化、担い手不足等といった課題の解消に向け、委託事業者と連携を図り、地域で子育てを支える仕組みを充実させていきます。</p>

現況と今後の展開

課名	えにわっこ応援センター
----	-------------

<p>現況</p>	<p>児童福祉法（令和4年6月改正）による「こども家庭センター」として、母子保健と児童福祉の機能を一元化した「えにわっこ応援センター」を令和5年4月に設置しました。全ての妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進や児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への切れ目のない支援を関係機関と連携・協働し、包括的に提供します。</p> <p>【主な担当業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊婦等包括相談支援 ○産後ケア事業 ○乳幼児健康診査及び育児相談や教室事業 ○児童虐待相談及び対応 ○こどもや家庭に関する相談・支援 ○ひとり親家庭に関する相談・支援 ○子どもの生活・学習支援 ○障がい児通所支援給付や医療的ケア児への相談・支援 ○児童手当や妊婦のための給付などの給付 など <p>【職員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○センター長（統括支援員兼務） 保健師、家庭児童相談員、母子父子自立支援員、管理栄養士 母子保健相談員、事務職 等
<p>今後の展開</p>	<p>児童相談所や保健所をはじめ、警察、医療機関、認定こども園・小中学校などの関係機関や庁内関係部署等との情報共有や連携を図り、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもたちへ包括的に相談支援を行って参ります。</p>

現況と今後の展開

課名	幼児保育課
----	-------

現況	<p>○第3期えにわっこ☆すこやかプランに基づく事業の推進</p> <p>本市における教育・保育施設の利用者数は、令和6年は2,196人となっており、令和2年の2,296人と比べ、100人減少しています。</p> <p>今後、就学前のこどもの数についても、令和6年度2,741人から令和11年度には2,636人へと減少が見込まれます。</p> <p>一方で、女性の就業率の上昇や就労形態の多様化等により、0～2歳児（3号認定）の保育ニーズは高まり、3号認定の保育提供率も上昇傾向にあります。</p> <p>また、保育の必要性のある家庭への対応のみならず、多様なニーズにも対応できる取り組みが求められています。</p> <p>市内の教育・保育施設は、令和2年度以降、幼稚園から認定こども園への移行や小規模保育事業所の開設などが進み、令和7年4月1日現在、市内の教育・保育施設は保育所2施設、認定こども園14施設（幼保連携型6施設、保育所型3施設、幼稚園型5施設）、地域型保育事業所4施設（小規模保育3施設、事業所内保育1施設）の計20園となっています。</p>
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●3号定員の拡大 少子化と3号認定の保育ニーズの高まりという2つの側面に対応するため、人口動態や保育提供率等を踏まえ、引き続き、教育・保育施設の整備に努めます。 ●保育士等の人材確保 各施設・事業者と連携し、保育士就労支援事業、保育士等宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業や合同職場説明会等により保育士等の人材確保を進めます。 ●多様な保育ニーズへの対応 病児・病後児保育事業や、乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の整備を進めます。

現況と今後の展開

課名	すみれ保育園
----	--------

現況	<p>恵庭市の教育、保育施設において、幼稚園から認定こども園への移行や小規模保育事業所の開設が増え、公立保育所の民営化をすすめてきました。現在は恵庭市が直接運営を行っている公立保育所は、すみれ保育園の1園となっています。</p> <p>○「第3期えにわっこ☆すこやかプラン」の取り組み</p> <p>子どもを産み育てやすい環境づくりにおける地域の子育て支援として、恵庭市内に居住している方を対象に一時的にお子さんをお預かりする一時的保育事業を実施。また一定時間、親子で保育園を利用していただき、子ども同士の触れ合いや育児のアドバイスを行っている地域交流保育を実施しています。</p> <p>○障がい児、医療的ケア児の受け入れ</p> <p>すみれ保育園では開設以来、障がい児と健常児がともに育つ統合保育を実施してきました。特に重い障がいのある児童の受け入れを行い、健常児と就学前の集団経験ができる機会を提供しています。現在はダウン症や発達遅滞等の児童1名に対して保育士1名で対応している児童が3名在籍しています。また、気管軟化症等の疾患がありお昼寝時に呼吸管理が必要な医療的ケア児1名の受け入れを行っています。そのため、定員90名のところ現在は75名の在園児となっています。子ども発達支援センターと連携しケース会議や関係機関職員研修等を行い、障がい児保育の質の向上に努めています。</p> <p>○実習生の受け入れ</p> <p>次世代の保育、看護等を担う市内、北海道文教大学のこども発達学科、看護学科をはじめ、年間40名程の学生を積極的に受け入れています。</p> <p>○民間保育施設からの相談対応</p> <p>乳児保育やアレルギーの対応等の問い合わせに公立保育園での状況を踏まえ、相談、アドバイスを幼児保育課と連携して行っています。特に給食に関する内容については保育園に常勤の栄養士がいるため、献立や調理方法も含めたアドバイスを行っています。</p>
今後の展開	<p>○障がい児、医療的ケア児の受け入れ</p> <p>今後も民間保育施設で受けることが難しい重い障がいのある児童の受け入れは、公立保育園の役割と考えています。保育士の確保も含めた受け入れ体制の整備を行います。</p> <p>○要保護児童の受け皿としての役割</p> <p>児童虐待や子どもの貧困等、緊急性が高く、早期対応が求められるケースにおいては、民間保育施設では受け入れ難い場合が多く、えにわっこ応援センターや幼児保育課、児童相談所と連携をとり、緊急入所等の対応ができる体制を維持していきます。</p> <p>○子ども施策への対応</p> <p>令和8年度より「こども誰でも通園制度」が本格実施することを受け、子どもの育ちの応援、子育て支援の強化のため、幼児保育課と連携し、事業実施に向けて取り組んでいきます。</p>

現況と今後の展開

課名 子ども発達支援センター

現況	<p>発達に心配のある子どもや障がいを持つ子どもが、身近な地域で相談や発達支援を受けられるように市町村中核子ども発達支援センター（令和 7 年2月13日更新）として以下の3事業を実施しています。</p> <p>○地域支援事業 ※早期発見・早期支援</p> <p><早期発見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○1歳6か月、3歳児健診発達相談、5歳児相談 ○乳幼児発達支援教室、短期幼児ことばの教室（就学前の言語指導） <p><相談></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児神経医による子ども発達相談 ○ペアレントメンター相談、基本相談（よろず相談） <p><連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達支援推進協議会、事例検討会、発達講演会 ○巡回発達相談 <p>○相談支援事業 ※計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービスを利用するための利用計画の作成 ○モニタリングの実施 <p>○通所支援事業 ※知識の付与・集団適応・日常生活のスキルアップの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 ○北海道文教大学との連携事業（理学療法・作業療法）
今後の展開	<p>児童に関する障害福祉サービス（児童発達支援・放課後等サービス・相談支援）を提供する民間事業者が増えてきていることから、市町村中核子ども発達支援センターとしての役割の強化と地域支援事業（巡回発達相談の拡充）・通所支援事業（保育所等訪問事業の拡充）のより一層の充実を図っていきます。</p>

厚生消防常任委員会 提出資料

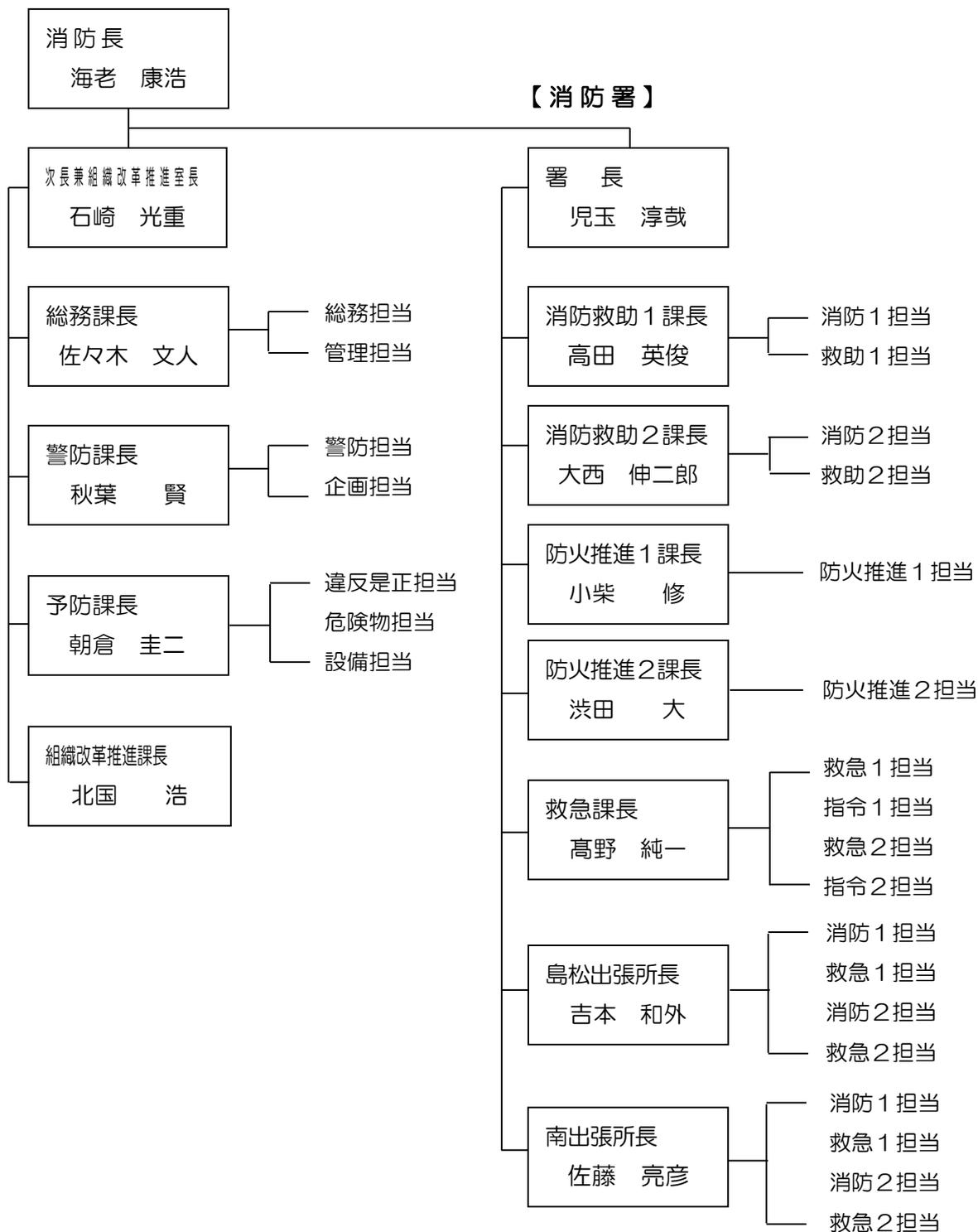
<消防本部>

- 総務課
- 警防課
- 予防課
- 組織改革推進課

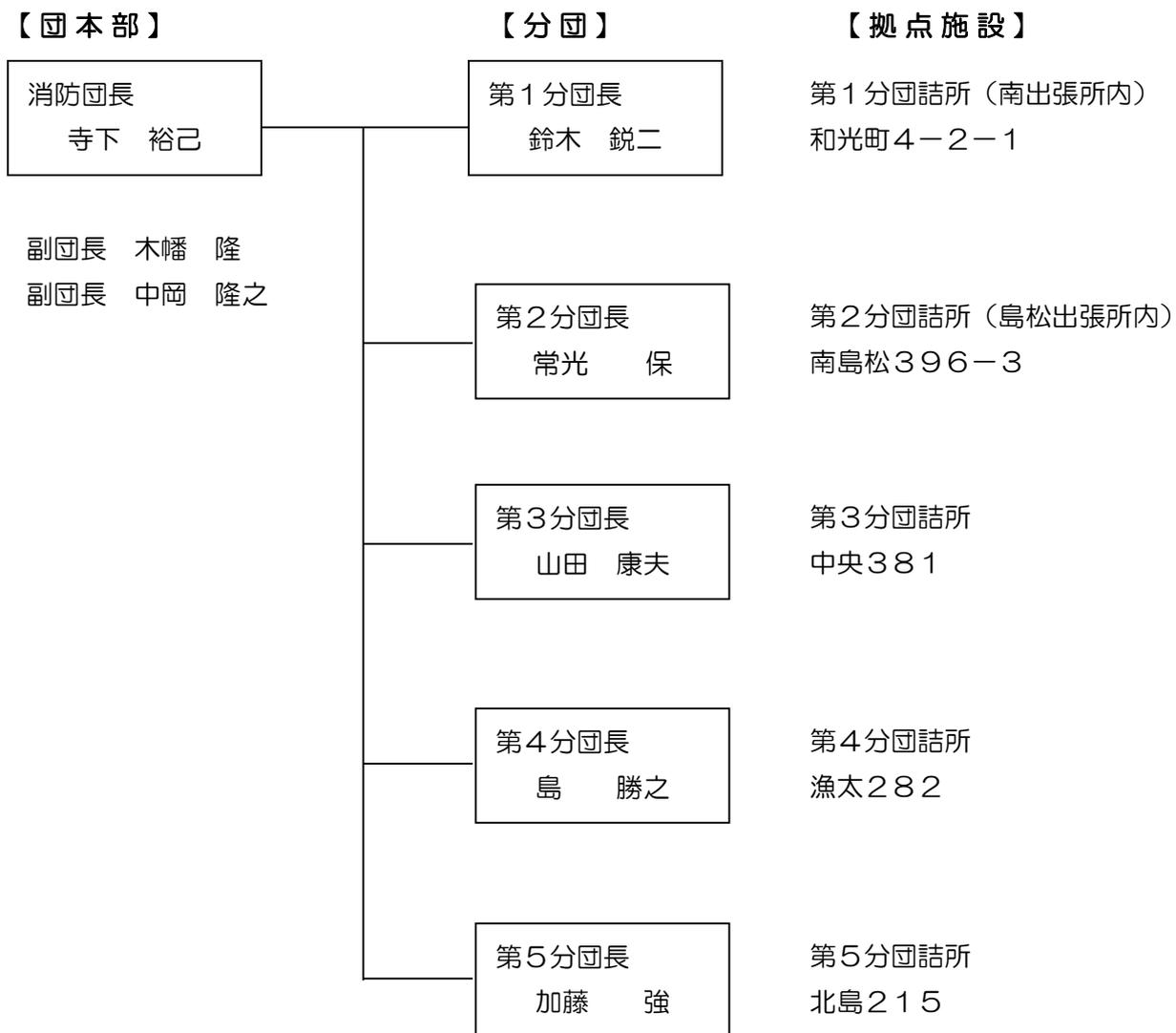
<消防署>

- 消防救助課
- 防火推進課
- 救急課
- 島松出張所
- 南出張所

【消防本部】



職	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計	合計
消防吏員数	1	2	9	26	65	103	108 (再任用含む)
消防職員数			1			1	
再任用職員数			1	1	2	4	



	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	合計
定数	18	20	25	25	16	16	120
団員数	11	13	17	20	11	12	84

事務分掌及び組織

< 消防本部 >

組 織	事 務 分 掌
総 務 課	<p>儀式及び表彰に関すること。</p> <p>公印の管守に関すること。</p> <p>職員の人事、服務、規律及び給与に関すること。</p> <p>職員研修に関すること。</p> <p>文書の収受及び発送並びに保存に関すること。</p> <p>令達に関すること。</p> <p>組織及び制度に関すること。</p> <p>職員及び団員等の公務災害補償並びに労働安全衛生に関すること。</p> <p>消防総合統計に関すること。</p> <p>消防団の事務に関すること。</p> <p>会議及び各課の連絡調整に関すること。</p> <p>職員の福利厚生に関すること。</p> <p>予算の総括に関すること。</p> <p>庁舎機能の維持管理及び取締に関すること。</p> <p>消防職員委員会に関すること。</p> <p>他課の所管に属さないこと。</p>
警 防 課	<p>消防施設の整備計画及び実施に関すること。</p> <p>消防計画に関すること。</p> <p>警防事務に係る調査、研究及び総合調整に関すること。</p> <p>広域消防相互応援等の協定に関すること。</p> <p>消防無線施設の維持管理に関すること。</p> <p>消防無線の共同化に関すること。</p> <p>救急業務の企画及び指導に関すること。</p> <p>救急関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>救急業務の高度化推進に関すること。</p> <p>消防車両の維持管理に関すること。</p>
予 防 課	<p>火災予防行政の推進に関すること。</p> <p>建築許可等の同意に関すること。</p> <p>消防用設備等の指導及び検査に関すること。</p> <p>消防対象物の立入検査及び指導に関すること。</p>

	<p>違反処理に関すること。</p> <p>防火管理者の資格付与等に関すること。</p> <p>防火指導及び相談に関すること。</p> <p>防火関係団体の指導育成に関すること。</p> <p>その他予防関係の届出及び処理に関すること。</p> <p>火災の原因及び損害調査に関すること。</p> <p>危険物の規制に関すること。</p> <p>危険物関係団体の指導に関すること。</p> <p>危険物に係る流出等の事故の原因調査に関すること。</p>
組織改革 推進課	<p>組織風土改革に関すること。</p> <p>組織機構に関すること。</p>
各課の 共通事項	<p>議会提出議案の作成に関すること。</p> <p>条例、規則等の改廃立案に関すること。</p> <p>陳情請願に係る資料の作成に関すること。</p> <p>予算要求に関すること。</p> <p>収入命令、支出命令等に関すること。</p> <p>補助金、交付金等の申請に関すること。</p> <p>市債計画事業に係る資料の作成に関すること。</p> <p>文書の進達、申請、届出、通知及び報告に関すること。</p> <p>証明及び確認に関すること。</p>

< 消防署 >

組 織	事 務 分 掌
<p>消防救助1課</p> <p>消防救助2課</p>	<p>署内の庶務に関すること。</p> <p>予算要求に関すること。</p> <p>公印の管守に関すること。</p> <p>消防財産(署の所管に属するものに限る。)の管理に関すること。</p> <p>消防活動に係る研修、対策等に関すること。</p> <p>消防水利の整備及び指導に関すること。</p> <p>地理及び水利の調査保全に関すること。</p> <p>防ぎょ計画に関すること。</p> <p>消防活動訓練に関すること。</p> <p>救助業務及び特殊技術の研究並びに訓練に関すること。</p> <p>出張所の所管に属さないこと。</p>

<p>防火推進1課 防火推進2課</p>	<p>消防対象物の立入検査及び指導に関する事。 防火指導及び相談に関する事。 その他予防関係の届出及び処理に関する事。</p>
<p>救急課</p>	<p>予算要求に関する事。 救急業務に関する事。 応急手当普及啓発活動の推進に関する事。 災害出動指令に関する事。 消防通信施設の維持管理に関する事。 気象及び災害情報に関する事。 広域消防相互応援等の実施に関する事。</p>
<p>島松出張所 南出張所</p>	<p>出張所の庶務に関する事。 地理及び水利の調査保全に関する事。 防ぎょ計画及び消防訓練に関する事。 救急業務に関する事。 応急手当普及啓発活動の推進に関する事。 消防対象物の立入検査及び指導に関する事。 防火指導及び相談に関する事。 防火関係団体の指導育成に関する事。 その他予防関係の届出及び処理に関する事。</p>
<p>各課の 共通事項</p>	<p>収入命令、支出命令等に関する事。 補助金、交付金等の申請に関する事。 市債計画事業に係る資料の作成に関する事。 火災その他災害の警戒防ぎょに関する事。 消防車両及び資機材の維持管理に関する事。 施設等の維持管理に関する事。 訓令、要綱等の改廃立案に関する事。 証明及び確認に関する事。</p>

現況と今後の展開

課名 総務課

現況	<p>○消防庁舎改修整備事業</p> <p>消防本部庁舎は、防災拠点としてその機能充実が必要となっているが、築40年以上経過し、未改修部分の老朽化が激しく、施設としての機能を十分に活用できていない。</p> <p>○消防団活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・消防団資器材の整備について <p>近年、自然災害が頻発しているとともにその激甚化が進むなか、地域防災力の向上が求められており、団が保有すべき資器材の新たな整備を計画的に進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・消防団のあり方検討について <p>地域防災力の担い手である消防団については、団員数の減少をはじめ、施設等の老朽化など、そのあり方について検討を進める必要がある。</p>
今後の展開	<p>○消防庁舎改修整備事業</p> <p>消防本部庁舎については、今年度に改修のための基本設計を行う予定としている。また、実施設計を令和9年度、改修工事を令和10年度に行い、防災拠点としての必要な機能の充実を図ることとしている。</p> <p>また、南出張所及び島松出張所についても、本部庁舎改修終了後に順次整備する予定としている。</p> <p>○消防団の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・消防団資器材の整備については、令和7年度に50mmホース10本及び65mmホース15本の整備を予定している。・消防団のあり方については、今の社会情勢に見合った消防団組織としての役割を明確化し、市民から期待される迅速で効率的な災害対応を行う組織として機能するよう検討を進めていく。

現況と今後の展開

課名	警防課
----	-----

<p>現況</p>	<p>○札幌圏消防通信指令業務共同運用及び消防救急デジタル無線更新整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省消防庁が推進する「市町村の消防の連携・協力」の方策である消防指令業務の共同運用について、石狩振興局管内の6消防本部（恵庭市、札幌市、江別市、千歳市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合）により令和7年9月中旬の運用開始を予定している。 ・ 「札幌圏消防指令センター」を札幌市に設置し、圏域内の消防指令業務を一元化する。 ・ 平成25年度から同枠組みで運用を開始している消防救急デジタル無線設備の全面更新を指令共同運用と同時に実施、指令システムと連動し運用を継続するため、無線設備の各機器を順次更新整備している。 <p>○消防車両等の更新整備に伴う消防力の維持、向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防車両等の更新整備は、恵庭市総合計画に位置付け消防情勢及び経年劣化による故障等を考慮し更新整備している。 <p>○大規模災害時への対応及び連携の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害発生に備え、北海道消防相互応援協定や緊急消防援助隊など消防広域応援に伴う応援・受援の訓練、研修を実施している。
<p>今後の展開</p>	<p>○札幌圏消防通信指令業務共同運用及び消防救急デジタル無線更新整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年9月中旬の運用開始直前に行う回線切り替えや機器更新では、更新等により通報受理及び出動体制等の災害対応に影響がないよう、想定するリスクを排除し安定した運用のため万全な準備を行う。 ・ 運用開始後におけるトラブルは、直接市民に対し影響があることから、迅速確実に対応を行い、安定した運用を維持する。 <p>○消防車両等の更新整備に伴う消防力の維持、向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内における現況、全国的な災害様態の変化、車両運用状況等を熟慮し、更新車両の多機能化や機能統合の実現のため、最新の情報を多角的に取り入れ消防力の維持、向上を図る。 <p>○大規模災害時への対応及び連携の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時または災害輻輳時には、広域的で迅速な連携が重要であるため、様々な災害を想定した合同訓練の実施や研修を行い、警防体制等の消防業務全般に亘り、関係機関との協力体制の充実を図る。 ・ 圏域内における「市町村の消防の連携・協力」を推進する。

現況と今後の展開

課名	予防課
----	-----

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災予防体制の強化について 火災調査体制の見直しや、消防本部予防課と消防署防火推進課の執務場所を同室とし業務連携するなど、火災予防体制強化に取り組んでいる。 ○ 防火対象物等の違反是正について 市内の防火対象物と危険物施設を、年度当初に策定する査察計画に基づき、立入検査を行っている。 重大な違反のある防火対象物に対しては、違反処理規程に基づき厳正公平に処理を行っている。 ○ 住宅防火対策について 火気使用設備の安全な使用や住宅用火災警報器の設置と維持管理について、出前講座や町内会回覧、市ホームページでの周知など、各種広報媒体を活用した広報活動を行っている。 ○ 防火組織との連携について 「恵庭市幼少年婦人防火協議会」及び「恵庭市危険物安全協会」との連携を図り、市民の防火防災意識の高揚と市内危険物施設の保安対策を推進しており、令和7年4月現在、恵庭市幼少年婦人防火協議会は24団体、恵庭市危険物安全協会は105事業所が加入している。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災予防体制の強化について 令和7年4月より、消防本部予防課から消防署へ火災調査の一部を移管し、火災調査体制の充実に取り組んでいるが、火災調査員の育成とさらなる業務連携を推進し、火災予防体制の強化に努める。 ○ 防火対象物等の違反是正について 消防関係法令違反の事実又は火災危険等があることを確認した場合は、改修（計画）報告書の提出を求め、是正指導を徹底する。違反処理への移行が必要と判断した場合は、時機を失することなく厳正公平に処理するよう努める。 ○ 住宅防火対策について 火を使う器具の取り扱いや住宅用火災警報器の設置と維持管理の推進などに関する、広報活動を展開し、住宅防火対策の徹底と住宅用火災警報器の設置率の向上及び維持管理の普及を図り、焼死事故の防止に努める。 ○ 防火組織との連携について 幼少年婦人防火協議会については、幼年期と少年期における防火意識の醸成が、将来の地域の防火対策につながるものであることから、更に、防火教育の充実に努める。 危険物安全協会については、更なる連携強化と危険物施設における事故の原因が人為的なものと施設の老朽化によるものが多いことから、会員事業所への保安に関する指導を行い、保安対策の推進に努める。

現況と今後の展開

課名 組織改革推進課

<p>現 況</p>	<p>○恵庭市消防組織風土改革プログラムの推進について 令和3年12月に、恵庭市消防の組織風土を改革するため、各種ハラスメント・不祥事や事故の防止等を図ることを目的とした「組織風土改革プログラム」を策定、組織風土改革プログラムに基づく各種施策について、PDCAサイクルによる評価・検証を行い第三者委員会へ報告、助言をいただき推進している。</p> <p>○恵庭市消防出初式について 大正12年4月に消防組が誕生して以来、本年度で創設から102年を迎え、恵庭消防の輝かしい歴史と伝統を築き上げた先人・諸先輩方にあらためて敬意を表し、消防職・団員一同が一丸となって、市民が安心して暮らせる「災害のない安全なまち」、「災害に強いまち」を目指す決意を表わす場として、全消防職・団員が一同に集結し開催している。</p> <p>【令和7年参加団体等】 ①消防職・団員 ②学生消防サポーター ③表彰団体 ④来賓者 ⑤一般来場者 総勢135名が参加</p>
<p>今 後 の 展 開</p>	<p>○恵庭市消防組織風土改革プログラムの推進について ・本年度はプログラム最終年にあたることから、プログラムを推進するとともに、今後のプログラムについて検討する。</p> <p>○恵庭市消防出初式について ・来年1月8日に開催を予定。実施に向けて各課や関係機関と連携を図りながら準備を進める。</p>

現況と今後の展開

課名	消防救助課・防火推進課・救急課・島松出張所・南出張所
----	----------------------------

現況	<p>○消防出動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の火災、救助等の災害事象は減少傾向にあるものの、災害は複雑多様化し、CPA、交通事故及び救急搬送支援等の救急連携出動が増加しており、全出動の75.5%を占めている。 ・火災出動件数は過去10ヵ年平均18件であり、一般的火災に対しては現状の消防力に対応可能と判断している。 ・大規模な災害発生時は「北海道広域消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊」の要請により消防力の増強は十分期待できる。 <p>○消防水利施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利は消火栓871基、防火水槽41基、貯水池1箇所である。 <p>○火災予防体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災調査体制の見直しや、消防本部予防課と防火推進課の執務場所を同室とし業務連携するなど、火災予防体制強化に取り組んでいる。 <p>○防火対象物等の違反是正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の防火対象物と危険物施設を、年度当初に策定する査察計画に基づき、立入検査を行っている。 <p>重大な違反のある防火対象物に関しては、違反処理規程に基づき厳正公平に処理を行っている。</p> <p>○住宅防火対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備の安全な使用や住宅用火災警報器の設置と維持管理について、出前講座や町内会回覧、市ホームページでの周知など、各種広報媒体を活用した広報活動を行っている。
----	---

現 況	<p>○救急出動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急出動件数は年々増加傾向にあり、要因として主に高齢化の進展などから、急病、一般負傷の出動が多い。 <p>令和5年の出動件数は3,249件（1日平均8.9件）前年比+5.7%（176件増）、令和6年は3,140件（1日平均8.6件）、前年比-3.4%（109件減）となっている。※常用救急車3台・非常用救急車1台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年の65歳以上の搬送人員は、全搬送人員の66.2%を占めており、高齢化傾向に比例し救急搬送件数も増加が予想される。 ・傷病程度別は、死亡及び入院を要する重症、中等症の搬送者の割合は60.3%、入院を要しない軽症が39.7%となっている。 <p>○救命講習会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「だれもが応急手当ができるまち」を目指し、救命講習を実施している。 ・市民ニーズに合わせた救命講習会を実施し受講者数の増加による救命率の向上に継続的に取り組んでいる。 ・市職員に対する応急手当普及のため同様に実施している。 ・市教育委員会と連携を図り市内の小中学校は令和4年度、中学校は令和5年度から小中を一貫とした救命授業を導入し実施している。 <p>○AED 設置施設公表制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「恵庭市 AED 設置施設公表制度」により、市内の AED 設置施設をホームページに掲載している。（令和7年5月1日現在：237箇所） <p>○外国人の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人居住者、労働者が増加傾向にあり、外国人傷病者の発生及び外国人からの119番通報時の対応として、市の多言語対応職員による災害現場での対応や三者通話による通訳、救急車に配置しているスマートホンの翻訳アプリにより対応している。
--------	--

今
後
の
展
開

○消防出動について

- ・複雑多様化する災害に対応するために、学校研修を含め教育訓練により活動技術の向上と職員の若年化による経験不足を補う。また、限られた人員、資器材、施設での活動において、より効果的な火災防御力を発揮するために、組織的な火災防御体制の構築が重要であることから、市街地及びその他の地域における火災防御戦術の共通認識、消防車両への積載資器材の統一等、出動体制の充実・強化を図る。

○消防水利施設について

- ・整備後概ね50年を経過する消火栓を順次更新している。
平成23年度～平成30年度 70基
令和元年度～令和6年度 123基
- ・防火水槽のうち非耐震性防火水槽4基の更新を計画している。

○火災予防体制の強化について

- ・令和7年4月より、消防本部予防課から消防署へ火災調査の一部を移管し、火災調査体制の充実に取り組んでいるが、火災調査員の育成とさらなる業務連携を推進し、火災予防体制の強化に努める。

○防火対象物等の違反是正について

- ・消防関係法令違反の事実又は火災危険等があることを確認した場合は、改修（計画）報告書の提出を求め、是正指導を徹底する。違反処理への移行が必要と判断した場合は、時機を失することなく厳正公平に処理するよう努める。

○住宅防火対策について

- ・火を使う器具の取り扱いや住宅用火災警報器の設置と維持管理の推進などに関する広報活動を展開し、住宅防火対策の徹底と住宅用火災警報器の設置率の向上及び維持管理の普及を図り、焼死事故の防止に努める。

○救急出動について

- ・年々増加傾向にある出動に対して、広報誌及びSNSでの記事掲載、適正利用を啓発するステッカーの配布等により、救急車の適正利用を引き続き推進する。
- ・本年10月から市民が急な病気やケガの時に、病院に行ったほうがいいのか、救急車を利用したほうがいいのかなど看護師が相談に応じる「#7119・救急安心センターさっぽろ」の利用が可能となる。

○救命講習会について

- ・バイスタンダーの養成により救命率向上を図るため「応急手当推進計画」を基に継続して救命講習会の開催による応急手当普及推進を図る。
また、応急手当に必要性、認知向上への広報活動を併せて実施する。

○AED 設置施設公表制度について

- AED 公表制度の普及と適正な維持管理の啓発を推進すると共に AED マップ等の市民周知の充実を図る。

○外国人の対応について

- 災害現場での対応として市の多言語対応職員との合同訓練等の継続により外国人の対応について充実・強化を図る。また、本年9月中旬から「札幌圏消防通信指令業務共同運用」が開始されることに伴い、恵庭市からの119番通報は、札幌市消防局内に設置される札幌圏消防指令センターで受報することから、当市の外国人からの通報による多言語対応の必要はなくなる。

